

広島県公営企業管理規程第三号

広島県公営企業事務委任規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年四月一日

広島県公営企業管理者 沖 邊 竜 哉

広島県公営企業事務委任規程の一部を改正する規程

広島県公営企業事務委任規程（昭和四十二年広島県工業用水道事業管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>（各所長への共通委任） 第三条（略） 一―十四（略） 十五 収入の通知並びに令達予算の範囲内における支出の原因となる契約その他の行為（<u>予定価格が七千万円以上の物品の購入に關する事務を除く。</u>）及び支払命令 十六―十九（略） 二十 物品の取得（<u>予定価格が七千万円以上の物品の購入を除く。</u>）及び予定価格が七千万円未満の物品の処分並びに物品及び占有動産の管理及び出納通知 二十一（略）</p> | <p>（各所長への共通委任） 第三条（略） 一―十四（略） 十五 収入の通知並びに令達予算の範囲内における支出の原因となる契約その他の行為及び支払命令 十六―十九（略） 二十 物品の取得及び物品の処分並びに物品及び占有動産の管理及び出納通知 二十一（略）</p> |

附 則

この規程は、公布の日から施行する。